

2020.04.14

(件名) 新型コロナウイルスの流行に伴うギニアにおける大統領宣言：マスク着用義務化等

【ポイント】

- 4月13日、コンデ大統領は新型コロナウイルス対策に関する追加的な大統領宣言を发出了しました。
- 4月18日(土)からマスクの着用または布類で口を隠すことが義務化されます。違反者は罰金の対象となります。
- これらの措置は5月15日まで続きます(ただし更新の可能性あり)。
- 引き続き手洗い、うがい、マスク着用の励行に努め、人混みは避ける等感染予防にご留意ください。

【内容】

1 4月13日、コンデ大統領は新型コロナウイルス対策に関する追加的な措置に関する大統領宣言を发出了しました。

主な内容は以下の通りです。

- ・ 既に施行されている各種措置、特に学校、国境、宗教施設、バーの閉鎖、結婚式、洗礼式、葬儀等について20名以下とする集会の制限、21時から5時までの外出禁止令を延長する。
- ・ コナクリからの移動に際しては感染に関する検査証明書の提出が必要となる。また、移動後21日間外部との接触を禁止し、違反した際には懲罰対象とする。
- ・ 4月18日(土)以降、マスクの着用または布類で口を隠すことを義務化する。違反者は通行の禁止及び30,000ギニアフランの罰金の対象となる。

2 在留邦人の皆さまにおかれましては、引き続き、手洗い、うがい、マスク着用の励行に努めるとともに、外出時にはこれらの措置の遵守と感染予防に努めてください。また、仮に、外出時等に、感染拡大防止のための隔離措置に巻き込まれるような場合には、速やかに以下の大使館連絡先までご一報をお願いいたします。

3 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>